



セルフメディケーション税制を上手く活用しよう！

●概要

「セルフメディケーション税制」とは、平成29年度税制改正で導入された制度です。

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができるようになりました。

この制度の適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までです。

●適用要件

セルフメディケーション税制は「医療費控除の特例」であり、従来の医療費控除との選択適用となりますので、従来の医療費控除と併せて適用を受けることはできません。

セルフメディケーション税制の適用を受けられるのは、適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている居住者(※1)が対象となります。

「一定の取組」は以下の通りです。

- ① 保険者(健康保険組合、市区町村国保等)が実施する健康診査(例:人間ドッグ、各種健(検)診等)
- ② 市区町村が健康保持増進事業として行う健康診査
- ③ 予防接種(例:定期健診、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断(例:事業主検診)
- ⑤ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

(※1)居住者とは、国内に住所を有し、現在まで引き続き1年以上居所を有する個人のことをいいます。

●特定一般用医薬品等購入費の範囲

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグ

ストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費のことをいいます。スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

●セルフメディケーション税制と医療費控除

セルフメディケーション税制と医療費控除の概要は以下のようになります。

区分	セルフメディケーション税制
対象者	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族。 ただし、前記①～⑥の「一定の取組」を行っている場合に限る。
適用時期	平成29年1月1日～平成33年12月31日の各年
控除対象	スイッチOTC医薬品の購入金額
控除金額	スイッチOTC医薬品の購入金額の合計額-A-B A 保険金などで補てんされる金額 B 12,000円
控除限度額	最高88,000円
必要書類	医薬品購入費の明細書の添付 上記の特定健康診査等を行ったことを証する書類の添付or提示

必要書類の「上記の特定健康診査等を行ったことを証する書類」とは、前記①～⑥の「一定の取組」を行った結果、発行される「領収書」又は「結果通知表」((イ)氏名、(ロ)年月日、(ハ)保険者、事業者若しくは市町村の名称、又は医療機関の名称若しくは医師の氏名、が記載されたもの)をいいます。



区分	医療費控除
対象者	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族
適用時期	各年
控除対象	医師・歯科医師による診療・治療費、 治療・療養に必要な医薬品の購入金額等
控除金額の計算	控除対象医療費の合計額-A-B A 保険金などで補てんされる金額 B 10万円(総所得金額等が200万円未満の場合:総所得金額等×5%)
控除限度額	最高200万円
必要書類	医療費の明細書の添付

(桑江 共美)